

長南町鳥獣被害防止計画（案）

パブリックコメント募集の結果

案件	長南町鳥獣被害防止計画（案）		
募集期間	令和2年10月26日（月）～同年11月6日（金）		
意見の提出	6件（1名）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	0 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	2 件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	4 件

No.	意見	意見への対応
1	①3ページ「長南町鳥獣被害防止実施隊を設置し、箱わな管理等の有害捕獲活動を実施している。」について、箱わな管理は実施隊員が日々現地に赴き実施しているが、現在はICT技術が進んでおりLPWA（Low Power Wide Area）無線技術により消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式で、IoTの構成要素の1つとして注目されている。センサーや発信・受信装置が安価（イニシャル&ランニングコスト共）に購入出来、全国の自治体でも導入をすすめているので実施隊による日々の見回りに代わり、LPWA技術による装置を導入して省力化して欲しい。この装置導入によりリアルタイムに害獣が箱罠にかかったことが確認出来る（1セットで罠が何個～何十個も見れる。）。	意見の取り扱い【参考】 ・ご意見にございましたLPWA（ローパワーワイドエリア）の無線技術につきましては、わな管理の一部を省力化できる有効な手段であると考えております。今後は、省力化として、実施隊の意見も取り入れながら長南町の罠管理に適したLPWA規格の選定を検討して参りたいと考えております。

No.	意見	意見への対応
2	②3ページ「防護柵の設置を行っている。」について、防護柵（電気柵）の設置のみを補助金での補助をしているが、電気柵は設置後の草刈りを頻繁に行わないと伸びた草による漏電で、電線の電気がいざと言う時に通電せずイノシシ除けにならないを防止するために、頻繁に草刈が必要になり労力が多くかかる。フェンス設置による防護柵ならば、メンテナンスは、ほぼいらないのでフェンス設置の場合も補助金での補助をするべきではないか。以前に農地保全課の担当にフェンス設置は高いのと言う説明を受けたが、個人が自分で設置すれば材料費のみで安価に設置出来て、メンテナンスフリーなので電気柵よりもトータルで考えると有効であると考えます。電気柵は、1年じゅう張り放しでなく田んぼの稲がない時期は撤去して、再度、翌年張るような手間もかかります。フェンスならば、設置し放しで済みます。	意見の取り扱い【参考】 ・現在、3件以上の農地に対しては国が行う総合対策交付金事業を使った電気柵資材の補助を、町での補助としては、2件までの農地（1,000㎡以上）への電気柵購入資金に対する3分の2の補助を行っております。電気柵、フェンス柵とも設置単価が設定されており、その単価をもとに算出をいたしますと、現在のような米の販売価格が安価な場合、電気柵となってしまう状況です。金属柵はメンテナンス面で電気柵より有用な点はありますが、設置が電気柵より困難であること、メートル当たりの単価が電気柵より高く、費用対効果の面で電気柵の方が購入割合が多いことなどから電気柵の補助を行っています。今後、有用な防護柵等があれば積極的に取り入れていきたいと考えます。また、雑草対策として防草シートの設置費も補助に含められるよう要望をしておりますが、認められていない状況です。今後もこの要望は続けていきたいと考えておりますし、設置後の管理も考慮した防護柵の選定についても要望をしております。
3	③3ページ「（5）今後の取組方針」「捕獲機材の充実」について、現在、私は町から箱罾1個とくくり罾2個を貸与されています。くくり罾は、民家や道路の近くでは住民に近い場所でイノシシがかかった場合に危険なため、設置を見合わせています。箱罾は、自分で購入した（町から1個しか貸与がされないため）1個も使い、箱罾2個で自分の住む区域のイノシシ捕獲をしています。2020年は、8～10月で合計8匹のイノシシを捕獲しており、追加での箱罾貸与をお願いしたい（現在、農地保全課の担当者に要請中）。	意見の取り扱い【その他】 ・箱わな、くくりわなについては、上記の総合対策交付金事業により、実施隊への貸与を行っています。その他、町での購入を予定しています。状況を確認させていただき、設置が必要と判断した場合には、貸与いたします。
4	④3ページ（1）対象鳥獣の捕獲体制について、長南町鳥獣被害対策実施隊を中心とした～活動を実施していく。となっているが、平成28年10月26日に第一回長南町わな従事者会議において、実施隊の活動を紹介したのみで以降は、役場より許可証を年1回送付してくる程度で情報共有をもっとしてもらいたい。町の各地区の罾設置状況（数）、捕獲頭数、報奨金が変わった場合等は逐次集合しなくてもメールや資料送付で出来ると思うので実施してもらいたい。	意見の取り扱い【その他】 ・情報共有の手法につきまして、今後、検討してまいります。

No.	意見	意見への対応
5	⑤ 5 ページ 6. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項 近隣市の民間食肉処理施設への搬送とする。について、現在、■■市の委託会社●●と町農地保全課が間に入って、各鳥獣捕獲従事者と契約を行い、イノシシが捕獲した場合●●が現地に引き取りに来て無償で渡す方向で動いているが、無償で引き取ったイノシシを●●は食肉にして販売するのは、おかしいのでは？従事者の止め差しや埋めて廃棄のの手間は省けるが、従事者への幾らかの代金を払うべきでは？ ▲▲町の道の駅の食肉処理施設では、役場より連絡をもらえば従事者が直接イノシシを運んで来て良いとの内諾を以前もらった（イノシシは買い取り）。なので、■■市だけでなく▲▲町との連携も取ってもらいたい。	意見の取り扱い【その他】 ・現在、町ではイノシシ・シカ・キョンについては6,000円、くくりわなで捕獲した場合は管理料として追加で6,000円の報奨金を支払っています。その処分については、9割以上を町から広域市町村圏組合の焼却場へ運搬しており、約10kg程度の大きさにして運搬しなければならないことから、解体費用として作業者に5,000円を支払っているところです。 近年の有害鳥獣の増加により、この処分費も増加していることから、従事者の止め差し作業等は必要なものの、現地から食肉処理施設へ無料で運搬してもらうことについては、食肉としての利活用においても非常に有益だと考えています。 他町の食肉処理施設については、平成30年度に申し入れしたところ、生体もしくは止め差し後30分以内の搬送や、オス・メス・幼獣及びその体重などによって引き取りの可否が決定されるなど、引き取り条件等について折り合いがつかなかったため、今後の条件次第では検討していきたいと考えます。
6	⑥ 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 食品として利用等に係る人材育成を図ることを検討する。」について、食品として利用するには、食品衛生法に基づき設備や資格者による運用が必要になると思うが、具体的な検討はどのような内容を想定しているのか？	意見の取り扱い【その他】 ・ご意見のとおり、食肉加工施設には食品衛生法上の許可や施設建設に多額の経費を要することから、現在、長南町に設ける考えはございません。近隣処理場への搬送を食品としての利用等に係るものとして、有害鳥獣駆除従事者の確保等を想定しています。具体的には狩猟免許取得費用補助の増額などを検討しています。